

笑顔あふれる子育て応援事業（委託事業）応募要領

1 事業の目的

核家族や共働き家庭が増え、近隣との交流の機会が少なくなっている社会環境の中、家庭や地域の「子どもを育てる力」が低下していることや、子育て家庭が孤立しがちなことが懸念されています。このため、子育てと子育て家庭を地域で支え、応援する社会づくりを目指し、次の事業を地域の団体に委託して実施します。

<事業メニュー>

- 1 世代間交流等事業
- 2 子どもの居場所づくり事業
- 3 子どもの外遊び促進事業
- 4 ネットワークづくり事業
- 5 パパ育児支援事業

《プラスアルファ事業》

- (ア) 小中学生の乳幼児ふれあい体験事業
- (イ) アウトリーチ型支援事業
- (ウ) 協働実施推進事業

2 委託業務

- (1) 事業名 笑顔あふれる子育て応援事業
- (2) 業務委託者 岡山県備前県民局
- (3) 事業の内容 別紙「笑顔あふれる子育て応援事業 委託業務仕様書」のとおり
- (4) 実施区域 岡山県備前県民局管内
(岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町)
- (5) 委託期間 令和8年7月から令和9年2月26日（金）までの間
- (6) 委託件数 6団体程度
- (7) 委託料 1団体あたり300,000円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む）。但し、プラスアルファ事業を実施する場合、小中学生の乳幼児ふれあい体験事業及びアウトリーチ型支援事業は5万円を、協働実施推進事業は10万円を委託料に上乗せする。

※ 詳細は別紙「笑顔あふれる子育て応援事業 委託業務仕様書」

3 応募資格

応募する時点で次の要件を全て満たす住民自治組織、公民館等の子育て関係団体、社会福祉法人、NPO法人、その他の法人又は任意団体等。

- (1) 岡山県備前県民局管内に事務所、事業所又は活動拠点を有し、岡山県内の子育て支援に関わる活動を行っていること、又はこれから行う予定であること。
 - (2) 組織の運営に関する規則（定款、規約等）又はこれに準ずるものがあること。
 - (3) 予算、決算を適正に行っていること。
 - (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
 - (5) 特定の公職者（候補者を含む。）や政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体ではないこと。
 - (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (7) 県税を滞納していないこと。
 - (8) 同一団体の同一事業での応募は3年目までであること。
- ※ NPO法人とは、特定非営利活動推進法に規定する特定非営利活動法人であり、任意団体等とは、不特定多数の者の利益の推進のために非営利の社会貢献活動を行っている任意団体を指します。

4 応募方法

応募期間内に、次の提出書類を作成し、郵送又は持参にて提出してください。また、電子メールによる提出も受け付けます。

※ 郵送の場合は募集期間内に必着、持参の場合は令和8年6月1日（月）17時までとします。

- (1) 募集期間 令和8年5月1日（金）～令和8年6月1日（月）
- (2) 提出書類
 - ① 笑顔あふれる子育て応援事業応募申請書（様式1）
 - ② 団体概要書（様式2）
 - ③ 業務計画書（様式3）
 - ④ 経費予算書（様式4）
 - ⑤ 団体の組織規則（定款、規約等）
 - ⑥ 団体の直近の決算書の写し

※ 提出書類の様式は、岡山県備前県民局健康福祉部ホームページからダウンロードしてください。（Word 及び Excel 形式）

【備前県民局健康福祉部HP】

令和8年度「笑顔あふれる子育て応援事業」委託業務の受託者・団体を募集します。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1032934.html>

- ※ 応募に係る経費は、全て応募者の負担とし、提出された書類等については返却しません。また、受託者の公表等を含め、提出された書類等の一部又は全部を岡山県備前県民局のホームページや広報誌等で公開する場合があります。
- ※ 提出書類に虚偽又は不正があった場合、その他応募者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、応募を無効とします。
- ※ 審査中に必要に応じて提案の詳細に関する追加資料の提出やヒアリングの対応を求めることがあります。
- ※ 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岡山県条例第50号）の規定に基づく情報公開請求の対象となります。

5 書類提出先・問い合わせ先

〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17

岡山県備前県民局健康福祉部福祉振興課子育て支援班 担当：益田

T e l : 0 8 6 - 2 7 2 - 3 9 8 9

F a x : 0 8 6 - 2 7 2 - 2 6 6 1

E-mail : bizen-kosodate@pref.okayama.lg.jp

6 受託者の決定

(1) 審査方法

岡山県備前県民局に設置する審査委員会で書面審査を行います。書面審査においては、提出された計画が、本事業の目的に沿っており、実現可能な内容であるか、事業予算の内容が適切であるかについて、備前県民局が定める審査基準により評価し、委託予定団体として選考します。

(2) 審査結果

審査結果は、採否を問わず、令和8年6月下旬に通知します。

7 委託契約

(1) 委託契約の締結に当たっては、提出された事業計画書等の内容をもとに、委託予定団体と必要な協議を行い、改めて見積書、県税の完納証明書、暴力団の排除に係る誓約書を徴取し、その内容を精査した上で、委託契約を締結します。

(2) 委託料の支払いについては、委託契約額の8割を上限として概算払いを可能とします。なお、業務実施後、過払いが生じたときには、速やかに返還するものとします。

- (3) 受託者は、業務の実施状況について、適宜、岡山県備前県民局に報告するものとします。
- (4) 受託者は、業務が完了した日から起算して14日を経過した日又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式5、6）を関係書類添付の上、提出するものとします。

8 その他留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、別に定める委託業務仕様書に従うとともに、関係法令を遵守してください。
- (2) 業務計画書の内容を変更する場合は、事前に岡山県備前県民局と協議をしてください。